

白井小で立会演説会

本市の有権者数二万八百二十人

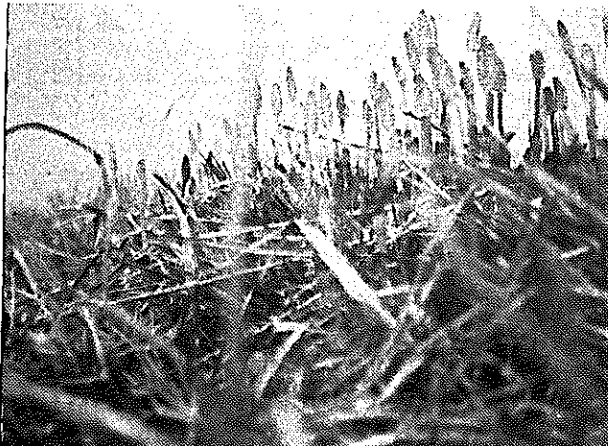
今月は統一地方選挙の行なわれる月です。十五日には県議会議員、二十八日には市議会議員と、それぞれ私たちにとっては一番身近な選挙が行なわれるわけです。私たちが住み良い郷土をつくるためには一番大切な選挙なのです。良く聞き、良く見て間違いない、悔いのない一票を投じてください。

大勢判明は十一時頃

あなたの入場券は届いていますか？ みなさんがいくら正しい一票を投票しようと思っても、選挙人名簿に名前が載っていないと投票することはできません。市の選挙管理委員会では、おそくとも八日頃までには各戸に配布されるように入場券を発送いたしました。皆さんの家庭に届いているでしょうか？



①がきれいなレッテルでも
②中身がくさってはいけません



春—春—春

春、川のせせらぎが心地よく聞こえる春、そしてすべての生き物が冬眠から目覚める春、灰色の永い冬の間、暗い冷たい雪の下で、じっと暖かい春を待っていたツクシも、雪どけと同時に顔を出し、一日と近づいて来る本格的な春を待ちきれず、ひと足おさきに花を咲かせた。さくら、たんぽぽ、チューリップなど、色とりどりの花が野に山に、その美しさを競う春ももうすぐ目の前だ。

不在者投票ができません

証明書と印鑑が必要です

投票日の当日、選挙人がつぎの理由で自ら投票所に行き投票することができないときは、不在者投票をすることができません。

①白根市の区域外で職務や業務に従事しなければならない人

②やむを得ない用務や事故のため、白根市の区域外に旅行中である人

③病氣、けがなどで歩くことができない人や、指定された病院などに入院中の人

④交通不便の島や地域に滞在し、中とか業務に従事する人

また、滞在地や旅行先など不在者投票をされた場合は、証明書と印鑑を添えて郵便で投票用紙などを請求する必要があります。このほかにも不在者投票ができる特殊な例があります。詳しくは選挙管理委員会へお聞きください。

3月30日現在有権者数

投票区	投票所	有権者数		
		男	女	計
1	園園小学校	990	1,211	2,201
2	育育小学校	780	937	1,717
3	保保小学校	238	276	514
4	保保小学校	539	628	1,167
5	保保小学校	631	717	1,348
6	保保小学校	187	216	403
7	保保小学校	683	820	1,503
8	保保小学校	269	297	566
9	保保小学校	143	156	299
10	保保小学校	313	357	670
11	保保小学校	289	329	618
12	保保小学校	591	684	1,275
13	保保小学校	352	417	769
14	保保小学校	374	450	824
15	保保小学校	423	480	903
16	保保小学校	467	546	1,013
17	保保小学校	252	296	548
18	保保小学校	345	369	714
19	保保小学校	261	276	537
20	保保小学校	471	537	1,008
21	保保小学校	1,018	1,205	2,223
合計		9,616	11,204	20,820

大勢はおおむね十一時頃には判明するものとみられています。本市の有権者数は、三月三十日現在の名簿調整の結果各投票区ごとの本市の有権者数は、別表のとおりとなっております。投票率百パーセントを目指して棄権防止に努めてください。

代理投票は守られます

①手をかけた②目をいためた③字を読んだり書いたりできないので、自分で候補者の名前を書くことができない人、という人たちのために代理投票の方法があります。

住みよ町明るい村

正しい選挙であなたがつくる

「明るく正しい選挙」は、明るい生活、明るい政治、明るい郷土を作ります。

代理投票をしたかたは、投票所に行き受付係に申し出ます。事務をとるふたりで、ひとりを選挙人の候補者の名前を書き、もうひとりを選挙人の印を押し、名前をうり正しく書いて、この場合、選挙人がどの候補者に投票したかという秘密は固く守られます。もちろん代理して書いた人、立ち合った人にはわかりませんが、これを知らせると重い罰を受けることになってしまいますので、安心して代理投票を申し出てください。

選挙運動イ・ロ・ハ

選挙運動の目的は、立候補の届出の日から投票日の前日までです。

●事前運動
選挙運動の目的は、立候補の届出の日から投票日の前日までです。

●文書の配布
選挙運動のためには、選挙運動のハガキだけでなく、このハガキを候補者からもらって友人や知人に推せん状を出すこともできます。また自ら推せん人として名前を出すこともできます。そしてその内容は、買収、利誘導、虚偽事項の公表などにならない限り制限はありません。しかし、この場合必ず郵便局の窓口に出さなければならず、道路などで直接選挙人に手渡すことはできません。

●飲食物の提供
選挙運動のため文書を多数の者に回覧することは禁じられています。

●あいさつ状など
候補者、運動員、候補者の家族(同じ戸籍にある者)の氏名を書いた年賀状、寒中見舞状などにあいさつ状、選挙区内にくばったり、掲示したりすると違反になります。

正しく選んで正しい投票

投票時間は午前7時から午後6時までです
棄権しないでみんなで投票いたしましょう